

令和5年度 学生募集要項

2次募集

新型コロナウイルス感染症の状況等により、実施日程や選抜方法を変更する場合があります。
変更の際は、随時本学ホームページにてお知らせします。



岩手県立大学
宮古短期大学部
Iwate Prefectural University, Miyako Junior College

目 次

令和5年度学生募集要項（2次募集）

1. 募集人員	1
2. 出願資格	1
3. 出願手続	1
4. 障がいのある入学志願者との事前相談	3
5. 選抜方法	3
6. 受験上の注意事項	4
7. 合格者発表	5
8. 入学手続	5
9. 個人情報の取り扱いについて	5

令和5年度岩手県立大学宮古短期大学部学生募集要項 2次募集

1 募集人員

学 科	修業年限	募集人員
経営情報学科	2年	若干名

2 出願資格

出願できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者及び令和5年3月末日までに卒業する見込みの者
 - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び令和5年3月末日までに修了する見込みの者
 - (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び令和5年3月末日までにこれに該当する見込みの者
- これらの者は、次のとおりである。

- ア 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者及び令和5年3月末日までに修了する見込みの者またはこれらに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- イ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者及び令和5年3月末日までに修了する見込みの者
- ウ 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- エ 文部科学大臣の指定した者
- オ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者及び令和5年3月末日までに合格する見込みの者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- カ 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- キ 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

3 出願手続

(1) 受付期間

令和5年3月13日(月)から令和5年3月22日(水)午後4時必着

（上記期間を過ぎて到着したものは受理しませんので、余裕をもって提出してください）

ただし、上記出願期間最終日の午後4時を過ぎて到着したものでも、国内郵便で3月20日（月）までの消印があり、かつ、書留速達郵便のものに限り受理します。

(2) 出願方法

ア 郵送する場合

「書留速達による郵送」としてください。

イ 持参する場合

出願期間中の平日の午前9時から午前11時30分及び午後1時から午後4時まで

出願書類等提出先：岩手県立大学宮古短期大学部事務局

(3) 出願書類

ア 入学志願票・入学検定料収納証明貼付票・写真票・受験票

様式は本学ホームページからダウンロードし、必要事項を記入すること

写真票及び受験票には、写真（上半身脱帽正面向・出願3か月以内撮影のもの（縦4cm×横3cm））を貼ること

イ 調査書等

- ・ 文部科学省所定の様式により、高等学校等の長が作成し、厳封してください。
- ・ 高等専門学校第3学年修了者及び文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有するものとして認定又は指定した在外教育施設の当該課程を修了した者の調査書については、文部科学省所定の様式に準じて作成したものを提出してください。
- ・ 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者、国際バカロレア資格取得者、アビトゥア資格取得者、バカロレア資格（フランス共和国）取得者、GCEA資格取得者、文部科学大臣の指定を受けた専修学校高等課程の学科を修了した者については、当該試験等の成績証明書をもって調査書に代えることができます。
なお、外国の学校及び機関等が作成する書類で日本語以外で書かれたものは、日本語訳を添えて提出してください。翻訳は正確なものであれば、本人が作成してもかまいませんが、翻訳者の署名、連絡先(電話番号)を記入してください。
- ・ 高等学校卒業程度認定試験又は大学入学資格検定合格者は、「合格証明書」及び「合格成績証明書」を提出してください。なお、高等学校卒業程度認定試験又は大学入学資格検定に合格し、一部の科目を高等学校等で修得している者は、当該学校の成績証明書も併せて提出してください。
- ・ 次の(ア)～(ウ)に該当する場合は、卒業証明書及び単位修得証明書または成績通信簿の写し（本人が保管している場合）等、入学志願者が提出できる書類をもって調査書に代えることができます。
(ア) 「指導に関する記録」が保存年限(5年)を超えている場合
(イ) 指導要録の保存年限(20年)を超えている場合
(ウ) 廃校、被災その他の事情により出身学校長の調査書が得られない場合
※ 調査書等は、発行日が令和4年4月1日以降のものを提出してください。

「宛名シート」を貼り付けた市販の角形2号封筒に入れ、提出してください。

(4) 入学検定料 18,000円

入学検定料は、コンビニエンスストア又は金融機関で振込ができます。

ア コンビニエンスストアの場合

「コンビニ端末入学検定料振込のご案内」により、コンビニ端末を操作し、レジにて振り込んでください。

イ 金融機関の場合

本学ホームページより「振込依頼書」をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、18,000円を添えて金融機関窓口で払い込んでください。(ATMは利用しないでください。)

払込後、受け取った「収納証明書」又は「払込受付証明書（金融機関受付印が押印されたもの）」を、入学検定料収納証明貼付票の所定欄に貼付してください。

なお、「振込金領収証」は出願者が保管するものです。貼り間違えないようにしてください。

(5) 出願上の注意事項

- ・ 出願書類に不備がある場合は受理しません。
- ・ 出願書類の記入に当たっては、黒色ボールペン又は黒色インクで正しく明確に記入してください。
- ・ 出願後の書類の内容変更はできません。ただし、受験者本人の氏名、住所、電話番号に変更があった場合は、岩手県立大学宮古短期大学部事務局（0193-64-2230）まで連絡してください。
- ・ 受験票は出願書類に記載されたメールアドレスへPDFで発行します。令和5年3月22日（水）18時までにメールが届かない場合は、岩手県立大学宮古短期大学部事務局（0193-64-2230）まで連絡してください。
- ・ 一度受理した出願書類は返還しません。
- ・ 出願書類に虚偽の記載をした場合、入学後であっても入学の許可を取り消します。
- ・ 出願資格を入学時まで満たせなかった者は、入学手続後であっても入学の許可を取り消します。

(6) 出願書類提出先

岩手県立大学宮古短期大学部
☎027-0039 宮古市河南一丁目5番1号

4 障がいのある入学志願者との事前相談

本学に入学を志願する方で、障がいがある等、受験上及び就学上の特別な配慮を希望する場合は、出願時に宮古短期大学部事務局まで申し出てください。

相談の方法：所定の「相談申出書」に所要事項を記入のうえ提出することとし、必要な場合は、志願者又はその立場を代弁しうる出身学校関係者等との面談等を行います。「相談申出書」の請求については、お問い合わせください。

5 選抜方法

入学者の選抜は、小論文、調査書を総合的に審査して合格者を決定する。

(1) 試験区分及び配点

ア 小論文	100点
イ 調査書	50点
合計	150点

(2) 出題意図及び評価基準

試験区分	内 容
小論文	思考力、判断力、表現力を中心として総合的に評価
調査書	調査書の評価

(3) 合否判定基準

小論文の得点及び調査書等による。
受験科目に不足がある場合は、採点の対象とならない。

(4) 試験の期日、試験会場及び時間割

期 日	会 場	時 間 割
令和5年3月24日(金)	岩手県立大学宮古短期大学部 宮古市河南一丁目5番1号 ☎(0193) 64-2230 受付/8:30~9:30	10:00~11:00
		小論文 (60分)

【試験会場への交通機関】 試験日 令和5年3月24日(金)

- 盛岡駅から宮古駅まで 106 急行バス (約2時間) または J R 山田線 (約2時間)
- 宮古駅から宮古短大部まで
 - ・路線バスを利用する場合
宮古駅前のりば2番線から八木沢団地行き乗車「宮古短大前」下車 徒歩1分
 - ・三陸鉄道を利用する場合
三陸鉄道宮古駅乗車、八木沢・宮古短大駅下車 徒歩15分

※鉄道、路線バスは、改正により時刻が変更となる場合があります。

6 受験上の注意事項

(1) 受験上の注意事項

- ・ 「受験票」は試験期間中必ず携帯し、係員の請求があった場合は、提示してください。
- ・ 当日に受験票を忘れた者は、速やかに係員に申し出てください。また、本学の受験票は、個人成績の開示請求の際に必要となるので、試験後も大切に保管してください。
- ・ 受験者の受付は、午前8時30分に開始します。午前9時30分までに受付を済ませ、指定された試験室に入室し、着席してください。
- ・ 小論文を受けなかった者は、入学者選抜の対象から除きます。
- ・ 試験時間中に使用を許可するものは、鉛筆（シャープペンシル可）、消しゴム、鉛筆削り、時計（辞書や電卓等の機能があるもの、それらの機能の有無が判別しづらいもの・秒針音のするもの・キッチンタイマー・大型のものを除く）に限ります。
- ・ 時計は各自で用意してください。
- ・ 携帯電話、スマートフォンや音の出る機器類の時報・アラーム音・着信音等は試験の妨げになります。試験室に入る前に必ずアラームの設定を解除し電源を切っただけでかばん等に入れておいてください。アラームは、設定を解除しないと電源を切っただけでも鳴ることがありますので十分注意してください。なお、試験時間中にかばんの中でこれらの機器類の着信音や振動音などが発生した場合には、監督者が本人の了解を得ずにかばん等を試験室外に持ち出し、試験場本部で当該試験時間終了まで保管します。
- ・ 試験時間中、監督者が試験室内の巡視を行います。その際、監督者が顔を上げるよう指示することや、マスクや眼鏡、帽子等を一時的に外すよう指示することなどがあります。また、不正行為に見えるような行為は、監督者が注意する場合があります。
- ・ 試験場における受験者間の物品の貸与は一切認めません。
- ・ 試験当日、必ず上履きを持参してください。
- ・ 試験場及びその周辺で合格電報、合格電話等の受付を行う者がいても、岩手県立大学宮古短期大学部とは一切関係なく、トラブル等が生じても責任を負えないので注意してください。
- ・ 試験日前日の午前10時から午後4時まで、岩手県立大学宮古短期大学部構内の下見はできますが、建物内への立入りはできません。
- ・ その他必要が生じた場合には、別途連絡します。

(2) 不正行為

- ① 次のことをすると不正行為となります。不正行為を行った場合は、その場で受験の中止と退室を指示され、それ以降の受験はできなくなります。また、受験した全ての試験の成績を無効とします。なお、不正行為については、状況により警察へ被害届を提出するなどの対応をとる場合があります。

- ・ 志願票、受験票、写真票、解答用紙へ故意に虚偽の記入（受験票、写真票に本人以外の写真を使用することや解答用紙に本人以外の受験番号を記入するなど）をすること。
- ・ カンニング（試験の教科・科目に関係するメモやコピーなどを机上等に置いたり見たりすること、教科書、参考書、辞書等の書籍類の内容を見ること、他の受験者の答案等を見ること、他の人から答えを教わることなど）をすること。
- ・ 他の受験者に答えを教えたりカンニングの手助けをすること。
- ・ 配付された問題冊子を、その試験時間が終了する前に試験室から持ち出すこと。
- ・ 解答用紙を試験室から持ち出すこと。
- ・ 試験開始の指示の前に、問題冊子を開いたり解答を始めること。
- ・ 試験時間中に、定規（定規の機能を備えた鉛筆等を含む）、コンパス、電卓、そろばん、グラフ用紙等の補助具を使用すること。
- ・ 試験時間中に、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、タブレット端末、電子辞書、ICレコーダー、イヤホン、音楽プレーヤー等の電子機器類を使用すること。
※ イヤホンについては、耳に装着していれば使用しているものとします（試験時間中、病気・負傷や障がい等により補聴器等を使用したい場合は、受験上の配慮申請（3ページ）が必要です）。
- ・ 試験終了の指示に従わず、鉛筆や消しゴムを持っていたり解答を続けること。

- ② 上記①以外にも、次のことをすると不正行為となることがあります。指示等に従わず、不正行為と認定された場合の取扱いは、①と同様です。

- ・ 試験時間中に、定規（定規の機能を備えた鉛筆等を含む）、コンパス、電卓、そろばん、グラフ用紙等の補助具や携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、タブレット端末、電子辞書、ICレコーダー、イヤホン、音楽プレーヤー等の電子機器類、教科書、参考書、辞書等の書籍類をかばん等にしまわず、身に付けていたり手に持っていること。
- ・ 試験時間中に携帯電話や時計等の音（着信・アラーム・振動音など）を長時間鳴らすなど、試験の進行に影響を与えること。
- ・ 建物内において携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、タブレット端末、電子辞書、ICレコーダー、イヤホン、音楽プレーヤー等の電子機器類を使用すること。
- ・ 試験に関することについて、自身や他の受験者が有利になるような虚偽の申出をすること。
- ・ 試験場において他の受験者の迷惑となる行為をすること。
- ・ 試験場において監督者等の指示に従わないこと。
- ・ その他、試験の公平性を損なうおそれのある行為をすること。

7 合格者発表

(1) 合格者発表日時

令和5年3月24日(金) 午後5時(予定)

(2) 発表方法

合格者には合格通知書を発送します。

また、本学ホームページ (<http://www-myk.iwate-pu.ac.jp/>) でも合格者の受験番号を発表します。

電話、電子メール等による問い合わせには応じません。

8 入学手続

(1) 手続期間

令和5年3月27日(月)から令和5年3月29日(水)までとします。

(2) 場 所

岩手県立大学宮古短期大学部

(3) 入学手続方法

入学手続の詳細及び必要な書類は、合格通知書とともに送付します。

(4) 入 学 料

区 分	入 学 料
岩 手 県 内 の 住 民	135,400 円
そ の 他 の 住 民	203,000 円

[摘 要]

- 1 「岩手県内の住民」とは、本人またはその配偶者、若しくは一親等の親族が令和4年4月1日以前から引き続き岩手県内に住所を有する者をいう。
- 2 授業料は、年額390,000円(現行)であり、5月末日までに前期分195,000円を納入すること。

9 個人情報の取り扱いについて

- (1) 出願に当たって知り得た氏名、住所その他の個人情報は、①入学者選抜(出願処理、選抜実施)、②合格者発表、③入学手続業務を行うために利用します。
- (2) 入学者選抜に用いた試験成績は、今後の入学者選抜方法の検討資料の作成のために利用します。
- (3) 出願に当たって知り得た個人情報及び入学者選抜に用いた試験成績は、入学者のみ①教務関係(学籍、修学指導等)、②学生支援関係(健康管理、就職支援、授業料免除・奨学金申請等)、③授業料徴収関係の業務を行うために利用します。

【成績開示について】

入学試験の成績開示を希望される場合、受験生本人に限り、成績をお知らせします。

1 開示する項目

総合得点

2 受付期間及び受付時間

令和5年4月10日(月)から令和5年5月12日(金)まで

午前9時00分から午後4時30分まで

※土・日・祝日は、受け付けできません。

3 受付場所

岩手県立大学宮古短期大学部事務局

4 開示請求方法

受験生本人が本学事務局へお越しのうえ、本学受験票をご提示いただくことにより、口頭で請求できます。

注) 電話、電子メール、郵送等による開示請求は受け付けません。

受験票は、本人であることを確認するために必要な書類となりますので、大切に保管しておいてください。

